

入札参加資格登録をされている皆様へ

お知らせ

新たな「公共工事設計労務単価」の適用について

国土交通省より、令和 7 年 2 月 14 日付で「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」が示されました。

(国土交通省 HP : https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00261.html)

都市整備部住宅建築局公共建築室が発注する建設工事については、予定価格のもととなる工事費の積算にあたって、原則、**令和 7 年 3 月 28 日以降に入札公告する案件から**、新たな「公共工事設計労務単価」を適用することとしましたので、お知らせします。

入札価格の決定のための積算に際しては、十分ご留意願います。

以上